

九州大学財務戦略室規程

令和5年度九大規程第13号

制定：令和5年 6月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、財務戦略室の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 財務戦略室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 寄附金をはじめとする多様な外部資金の獲得を目的とした渉外活動（以下単に「渉外活動」という。）のための企業、個人、各種団体、行政機関等の本学の利害関係者に関する情報収集及び調査分析
- (2) 渉外活動に係る全学的な計画の策定
- (3) 計画に基づく渉外活動の成果の評価及び改善
- (4) 渉外担当人材の育成

(組織)

第3条 財務戦略室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、財務戦略を担当する理事をもって充てる。

2 室長は、財務戦略室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、財務部長をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を補佐し、財務戦略室の業務に関する重要事項を統括整理する。

(ユニット)

第6条 財務戦略室に次に掲げるユニットを置く。

- (1) 社会連携ユニット
- (2) 研究連携ユニット
- (3) 学生支援ユニット
- (4) 総合企画ユニット

(室員)

第7条 室員は、教員又は職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、財務戦略室の業務を処理する。

(アドバイザー)

第8条 財務戦略室に、必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本学又は本学以外の機関に所属する者で、渉外活動に関し専門的知識を有する者の中から室長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

(事務)

第9条 財務戦略室の事務は、事務局各課等の協力を得て、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務戦略室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。